

# 適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 22 年 3 月 31 日

会社名 株式会社プロネクサス  
(コード番号 7893 東証第 1 部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

## 記

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営理念において、企業のディスクロージャー・IR 実務を支援することを通して、投資家の方々による適正な企業価値評価と投資行動を促進し、顧客企業と資本市場の健全な成長に貢献することを社会的使命としています。この経営理念とそれに基づく社会環境行動基準に則り、当社は株主、投資家の方々に対して、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーを実行します。その継続により、経営の透明性を高め、社会的存在としての企業の信頼性を追求します。

この基本方針を社内外に周知するとともに、自らのディスクロージャーを常に、適正な基準、方法、体制で実行するために、ディスクロージャー・ポリシーを以下の通り定めています。

### 2. ディスクロージャー・ポリシー

#### (1) 情報開示の基準

当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、「適時開示規則」）に従って情報開示を行います。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の方々に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては積極的に開示します。

なお、個人情報、顧客情報、及び関係者の権利を侵害することになる情報につきましては開示しません。

#### (2) 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所が提供する「TDnet（適時開示情報伝達システム）」へ登録し公開した後、速やかに当社ホームページに掲載します。適時開示規則に該当しない情報につきましても、ホームページへの掲載等により広く開示します。

#### (3) インサイダー取引の未然防止

当社は、重要情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しています。

#### (4)業績予想及び将来情報の取り扱い

当社が開示する業績予想、戦略、方針、目標等のうち、歴史的事実ではないものは将来の見通しに関する記述であり、これらは、当社がその時点で入手している情報及び合理的であると判断される一定の前提に基づく計画、期待、判断を根拠としており、実際の業績等は様々なリスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。

#### (5)沈黙期間

当社は、投資家の方々への公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間としています。この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えております。ただし、沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込が出てきたときには、適時開示規則に従い、適宜情報開示を行います。

#### (6)社内体制の整備について

当社はディスクロージャー・ポリシーを適切に運用し、適時開示規則に基づく適時、適切な情報開示を実行する体制を構築し維持します。当社は、情報開示担当部門が社内の各業務執行部門との連繋により適切な情報収集と分析を行い、会社として適切な判断の上で開示を行うために、情報の発生から開示に至る手続きとプロセスを明確化しています。

### 3. 適時開示に係る社内体制

#### (1)適時開示に係る開示手続きとプロセス

##### 決定事実に関する情報の取扱い

当社は、適時開示規則の決定事実該当する重要事項の機関決定は、取締役会（毎月1回及び必要に応じ随時開催、監査役も出席）または経営会議（毎週1回及び必要に応じ随時開催）が行います。重要事項を決定した場合、取締役会、経営会議は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。

##### 発生事実に関する情報の取扱い

各業務執行部門の部門長ならびにグループ会社の代表者は、適時開示規則の該当事実の発生を把握した時点で直ちに、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握した上で、関係部門長と協議し、重要性の判断、適時開示規則に基づく開示要否の判断を行います。情報取扱責任者は、取締役会、経営会議もしくは代表取締役社長に報告し、承認を得た上で速やかに開示します。

##### 決算に関する情報の取扱い

##### 1)本決算

経理部長は会計データに基づく決算資料と、経営管理部門が作成した定性情報ならびに翌期の業績予想に基づいて決算短信を作成します。さらに経理部長は、その内容について社内のディスクロージャー研究部門からチェックを受けた後、決算短信を取締役に提出します。取締役会は経理部長ならびに経営管理部門長の説明をもとに審議し、決算短信の開示内容の適否を判断します。情報取扱責任者は、取締役会の承認に基づき速やかに決算短信を開示します。

##### 2)四半期決算

本決算と同一のプロセスで開示します。前項の「決算短信」を「四半期決算短信」に読み替えます。

### 3)業績予想の修正について

経営管理部門長は、業績データならびに業績に関連する情報に基づく通期及び各四半期累計の業績見通しを四半期ごとに策定します。また、売上、コスト、経費等業績に大きな影響が見込まれる状況が発生した場合は、随時策定します。

経営管理部門長は、その時点における業績見通しとそれまでに公表した直近の業績予想との差異が、適時開示規則の軽微基準内か否か、軽微基準内であっても開示の必要性がないかについて検討し、取締役会に対し、業績予想の修正に関する適時開示の要否を付議します。開示必要と決定した場合、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。なお、緊急の場合は、経営会議に付議し開示要否の判断を得ます。

### (2)開示すべき会社情報の報告・精査・法的チェック等のプロセスと牽制制度

情報取扱責任者は、開示すべき会社情報の正確性と開示制度・基準との適合性を確保するため、必要に応じ、社内では監査役会との協議、ディスクロージャー研究部門、法務・コンプライアンス部門のチェック、また社外では、監査法人、弁護士、幹事証券会社のチェックとアドバイス等のプロセスを加えます。

### (3)業務フロー

#### 当社の適時開示業務プロセス

#### 情報の種類

- ① 決定事実に関する情報 →
- ② 発生事実に関する情報 ⋯→
- ③ 決算に関する情報 ⇒

